

(写)

府監第1659号  
平成19年10月30日

(請求人) 様

大阪府監査委員	東	武
同	磯部	洋
同	大島	章
同	中村	哲之助

住民監査請求について（通知）

平成19年10月4日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『第1 大阪府職員、A、B、C、D、E（以後被請求人という）は、大阪地方裁判所係属平成19年（ワ）第6043号事件の裁判に、大阪府の被告指定代理人（この裁判は被告が大阪府なので）として、平成19年7月18日と8月29日に大阪地方裁判所第3民事部405号法廷に出廷しなければならないのに、それを怠った。

これについての監査を求める。

第2. 1 申立人は、大阪市（略）に本店所在地を置いているので、本件申立の資格・権利を有する。

2 上記第1で摘示した裁判は、大阪府が市民から訴えられた国家賠償請求法に基づいた訴訟である。被請求人らは大阪府の被告指定代理人であった。

被請求人らが故意に、当該裁判に出廷せず引き延ばせば、その期間だけ、申立人を含めた大阪府民は訴訟の進捗状況を心配する羽目におちいる。

ところが、被請求人は当該裁判（平成19年7月18日と8月29日）の口頭弁論に故意に正当な理由なく出廷しなかった。

- 3 運よく当該裁判の原告も出廷しなかったので、原告・被告双方不出頭となり、裁判は休止扱いになったのだが、仮に原告の代理人なりが不意をついて出廷していれば、休止にはならず即日結審となり、被告の大阪府だけが不出頭なので、原告の主張が全て認められた判決が出ていたのである。
- 4 裁判が長引けば、その分の民法所定の年5分の利息も賠償金に加算されるから、被請求人が裁判に出廷して早急に判決をとり確定させることが大阪府にとって最も合理的な選択なのである。
- 5 結局、大阪府を被告とする訴訟での賠償金や訴訟費用は大阪府民の税金でまかなわれる。よって、当該行為は決して許容できるものではない。
- 6 さらに付言すれば、被請求人は地方公務員であり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない立場の者であるから、2009年度から開始される裁判員制度に向けて国を挙げて国民の裁判参加を呼びかけている折、大阪府が裁判所から期日呼出を受けているのに、その出頭を怠っている行為は誠によろしくないと言わざるをえない。これまでの先人たちが築き上げてきた大阪府という地方自治体の品格、ブランドを低下させるものであり到底申立人としては許容できない。
- 7 よって監査委員に対し、本件の監査を求め、当該怠る事実を改めることを請求申立する。』

## 2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- (1) 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求の対象となるのは財務会計行為等に限定されており、それ以外の事項に対する請求は住民監査請求の要件を欠く不適法なものと言うべきである。

- (2) 本件監査請求において、請求人は、大阪地方裁判所係属の平成19

年（ワ）第 6043 号事件の裁判に関して、被告大阪府の指定代理人である請求書に記載の 5 名が、平成 19 年 7 月 18 日と 8 月 29 日に、大阪地方裁判所第 3 民事部 405 号法廷で開かれた口頭弁論に出廷しなければならないのに、出廷しなかったことが怠る事実であると主張していると解される。

また、その 5 名が出廷せず裁判が長引くことにより、その分、年 5 分の利息が賠償金に加算されることが、府の損害に当たると主張していると解される。

- (3) 住民監査請求の対象となる財務会計行為等については、法第 242 条第 1 項に規定する公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、公金の賦課若しくは徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限定されているが、請求人が違法、不当であると主張する、大阪府の指定代理人としての法廷への出廷行為は、そのいずれにも該当しない。

また、府の損害に当たるとの主張については、裁判所に事件が係属しているに過ぎず、現時点で府の賠償責任が確定しているわけでもなく、かつ、賠償金の発生が相当の確実さをもって予測されるとは言えず、大阪府の財政上の損害又は損失が発生するおそれが客観的に認められるとは言えない。

### 3 結論

以上のとおり、本件監査請求は、法第 242 条第 1 項の要件を満たさない請求であるから却下する。